

調 査 の し く み

1. 調査の目的

工業統計調査は、わが国における工業の実態を明らかにし、産業政策、中小企業政策など、地方公共団体の行政施策のための基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施される。

3. 調査の期日

平成 21 年 12 月 31 日現在で実施した。

4. 調査の範囲

日本標準産業分類（平成 19 年総務省告示第 618 号）に掲げる「大分類 E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び製造加工を行っていない本社等を除く）を対象とした。ただし、特定の年次（西暦末尾 1、2、4、6、7、9 年）においては、従業者 3 人以下の事業所は調査の対象から除外するため、平成 21 年（2009 年）は従業者 4 人以上の事業所を調査の対象とした。

5. 産業分類の改訂

日本標準産業分類の第 12 回改訂（平成 20 年 4 月 1 日適用）に伴い、平成 20 年調査から新産業分類が適用されている。

6. 調査の種類および方法

- （1）甲調査…従業者 30 人以上の事業所
 - （2）乙調査…従業者 29 人以下の事業所
- 調査の方法は自計申告による。

7. 調査対象の把握

平成 19 年調査から、製造業の実態を的確に捉えるため、製造以外の活動も把握する内容とした。尚本書においては、調査により得られた数値をそのまま掲載した。

8. 集計項目の説明

- (1) **事業所数及び従業者数**はそれぞれ平成 21 年 12 月 31 日現在の数値である。
- (2) **従業者数**は平成 21 年 12 月 31 日現在の常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数の合計である。
- (3) **現金給与総額**は、平成 21 年 1 年間に常用労働者に対し決まって支給された給与（基本給、諸手当）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与の額との合計である。その他の給与とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金や解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などである。
- (4) **原材料使用額等**は、平成 21 年 1 年間ににおける原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税及び内国消費税を含んだ額である。
- (5) **在庫額**は、従業者数 30 人以上の事業所を対象とし、製造品、原材料、燃料、半製品、仕掛品などで事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものである。また原材料を他に支給して製造される委託生産品も合算している。
- (6) **減価償却額**は従業者数 30 人以上の事業所を対象とし、平成 21 年 1 年間ににおける数値で、帳簿価額によって記入したものである。
- (7) **製造品出荷額等**は、平成 21 年 1 年間ににおける製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程からでたくず及び廃物の出荷額並びにその他収入額（転売収入額等）の合計であり、消費税及び内国消費税を含んだ額である。
- (8) **内国消費税額**は、課税対象の製造品に対応する納付税額または納付すべき酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の合計（消費税は除く）である。また**推計消費税額**は平成 13 年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、その算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。
- (9) **工業用地及び工業用水**は、従業者数 30 人以上の事業所を対象とした。
工業用地は平成 21 年 12 月 31 日現在の数値であり、うち敷地面積は事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積、建築面積は事業所敷地面積内にあるすべての建築物の面積である。
工業用水は平成 21 年 1 年間に事業所で使用された 1 日当たりの用水量である。

9. 係数の計算式

生産額、付加価値額は、以下の算式によっている。

ア 生産額

$$= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額})$$

イ 付加価値額

$$= \text{生産額} - (\text{内国消費税額} + \text{原材料使用額等} + \text{減価償却額} + \text{推計消費税額})$$

10. 利用上の注意

- ア この結果報告は市の機械集計に基づいたものであり、経済産業省及び県で公表されたものと若干相違している場合がある。
- イ 本書に掲げた数値は単位未満の四捨五入等により内訳と総数が多少符合しない場合がある。
- ウ 統計中「－」は皆無または該当しないもの、「…」は不詳あるいは未集計を、「0」は単位未満を、「△」はマイナスを表す。
- エ 事業所数が2以下のものは秘密保持上「X」で表し、その秘匿した数字は合計に含めた。また事業所数が3以上でも各統計表の関連から秘匿したものもある。
- オ 産業分類は下記のように省略した。

分類番号	略 称	産業中分類	分類番号	略 称	産業中分類
9	食料品	食料品製造業	2 1	窯 業・ 土 石	窯業・土石製品製造業
1 0	飲料・ たばこ	飲料・たばこ ・飼料製造業	2 2	鉄 鋼	鉄鋼業
1 1	繊 維	繊維工業	2 3	非 鉄	非鉄金属製造業
1 2	木 材	木材・木製品製造業 (家具を除く)	2 4	金 属	金属製品製造業
1 3	家 具	家具・装備品 製造業	2 5	はん用機械	はん用機械器具製造業
1 4	パルプ・ 紙	パルプ・紙・ 紙加工品製造業	2 6	生産機械	生産用機械器具製造業
1 5	印 刷	印刷・同関連業	2 7	業務機械	業務用機械器具製造業
1 6	化 学	化学工業	2 8	電子部品	電子部品・デバイス・ 電子回路製造業
1 7	石油・ 石炭	石油製品・石炭 製品製造業	2 9	電気機械	電気機械器具製造業
1 8	プラス チック	プラスチック製品 製造業	3 0	情報機械	情報通信機械器具製造業
1 9	ゴ ム	ゴム製品製造業	3 1	輸送機械	輸送用機械器具製造業
2 0	なめし革	なめし革・同製 品・毛皮製造業	3 2	その他	その他の製造業